

○施設サービス

No.	区分	項目	指摘内容	根拠
1	介護老人福祉施設	内容及び手続の説明及び同意に関する事	重要事項説明書について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。(指定番号前の「島根県」・看護職員数・職員の勤務体制(常勤・非常勤)の表記・非常災害対策についての記載・介護保険課の電話番号・介護職員の常勤・非常勤の記載の修正、施設の目的・方針の追記)	介護老人福祉施設基準条例第6条第1項
2	介護老人福祉施設	勤務体制の確保等に関する事	原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。(勤務形態一覧表の修正)	介護老人福祉施設基準条例第52条第1項 介護老人福祉施設基準条例第29条第1項
3	介護老人福祉施設	運営規程に関する事	運営規程について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。(職種の表記・重要事項説明書と異なる表記を統一、施設利用にあたっての留意事項・従業者の職種、員数及び職務の内容が重要事項説明書と不一致のため同一にするよう修正)	介護老人福祉施設基準条例第28条 介護老人福祉施設基準条例第51条、解釈通知
4	介護老人福祉施設	掲示に関する事	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。(最新の重要事項の掲示)	介護老人福祉施設基準条例第34条
5	介護老人福祉施設	秘密保持等に関する事	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	介護老人福祉施設基準条例第35条第3項